

3. 登録団体とは

市民活動センターの一部機能を利用するには、団体登録が必要です。登録を希望する団体は、「団体登録申請書」及び必要書類を市民協働課にご提出ください。

主な登録要件

- (1) 社会貢献活動を目的としていること。
- (2) 市民であるか、主な活動が市内で行われること。または、市の地域課題の解決に結びつく活動を行うこと。
- (3) 営利活動、政治活動、宗教活動を目的としていないこと。

4. 市民活動ルームの予約

市民活動ルームは登録団体のみが予約可能です。

予約を希望する場合は、市民活動センターに「利用申込書」を事前に提出するか、申請に必要な事項を報告してください。予約は3か月前から当日まで、メール・HPの予約フォーム・電話・FAX 等で受け付けます。空いていれば、当日でも利用できます。

- 1 空き状況の確認（HP 上で確認可能）



- 2 利用申込書の提出 または 必要事項の報告

- 3 予約の承認

- 4 市民活動ルームの利用

（必要事項の報告で予約した場合は、当日に利用申込書を提出してください。）



登録団体の詳細については市民協働課、施設予約については市民活動センターまでお問い合わせください。

5. 基本情報

野々市市民活動センター

（にぎわいの里ののいち カミーノ内）

住所 〒921-8815

石川県野々市市本町二丁目1番20号

開館時間 午前9時から午後10時

休館日 月曜日・祝日・年末年始

アクセス



6. 施設の予約先・問合せ先

■施設の予約先

野々市市民活動センター

電話番号 076-248-7301

FAX 番号 076-248-7316

E-mail shiminkatsudou@city.nonoichi.lg.jp

■施設に関する問合せ先

野々市市地域政策部市民協働課

電話番号 076-227-6029

FAX 番号 076-227-6259

E-mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp

<発行> 令和2年2月14日



1. 市民活動センターで出来ること

野々市市民活動センターは、市内で市民活動を行っている団体や個人が利用できる施設です。それぞれ利用可能な区分が異なり、(★)印のあるものは登録団体のみ利用できます。

会議室の利用



- 市民活動ルームを無料で利用できます(★) ※予約が入っていない場合は、一般開放します
- 市民活動ミーティングスペースと、市民活動交流サロンを無料で利用できます

市民活動拠点



- ロッカーやレタートレーを無料で利用でき、書類の保管場所・団体間の連絡に使えます(★)

印刷室の利用



- 公民館関係団体と共有して、印刷室のコピー機・輪転機【有料】や、紙折り機・丁合機【無料】が利用できます(★)

情報発信・収集



- 市民活動のチラシ・ポスターを、館内のスタンドボックスに配置しています
- 市のホームページ等で、団体の活動紹介やイベント情報が発信されます

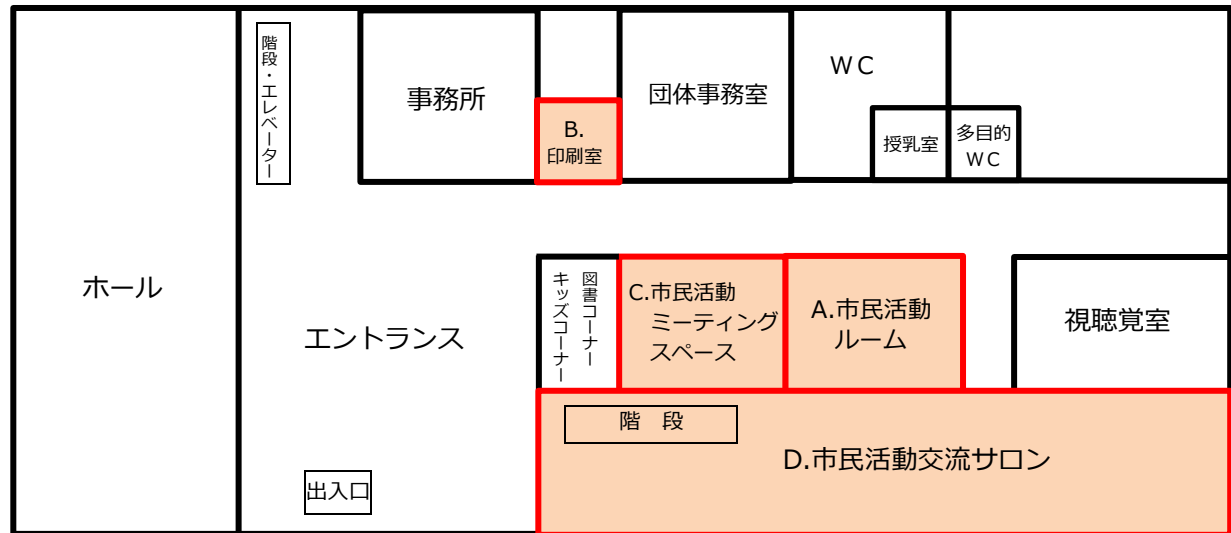
市民活動 コーディネート機能



- 市民活動に関する相談ができます
- 市民活動に関する情報の発信と収集を行います

2. 市民活動センター施設概要

中央公民館・野々市公民館・市民活動センター 1階



登録団体が利用可能

A. 市民活動ルーム

【無料・飲食可】 最大利用人数 約 39 人

登録団体は事前に予約をすることができます。予約の詳細については、「4. 市民活動ルームの予約」をご覧ください。当日空いていれば、その場で手続きを行うことで、すぐに利用することもできます。

登録団体の予約が入っていない時間は、一般開放します。

B. 印刷室

【一部有料・飲食不可】

コピー機・輪転機（有料）、紙折り機・丁合機（無料）を利用できます。

フリースペース（市民活動優先）

C. 市民活動ミーティングスペース

【無料・飲食可】

打ち合わせや、作業に適したスペースです。

D. 市民活動交流サロン

【無料・飲食可】

少人数での打ち合わせに適したスペースです。

フリースペースは、予約なしで、どなたでもご自由に利用できます！

